

一橋学会会則の一部改正について

一橋学会運営委員会

一橋大学一橋学会会則（本誌第八十巻第四号所載）の一部を改正する規則が、昭和五十六年三月十一日の一橋学会評議員会（一橋大学評議会）において、次のように決定されました。この件の本誌上への掲載がたいへん遅れましたが、御容赦ねがいます。

一橋大学一橋学会会則の一部を改正する規則

- 一 橋大学一橋学会会則の一部を次のように改正する。
- 第三条第一項第一号を次のように改める。
- 一 「一橋論叢」、「Hitotsubashi Journal」その他の定期又は不定期の刊行物の編集及び発行

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

「一橋大学研究年報」の編集・発行を一橋大学創立百年記念事業募金会からの奨学寄付金により今後大学で行うことになったため改正するものである。

（改正理由）

新旧対照表

新

- 一 「一橋論叢」、「Hitotsubashi Journal」その他の定期又は不定期の刊行物の編集及び発行
- 旧

- 一 「一橋論叢」、「一橋大学研究年報」、「Hitotsubashi Journal」その他の定期又は不定期の刊行物の編集及び発行